

お客様各位

実用春日ホーム株式会社

### 「犯罪収益移転防止法」施行に伴う「本人確認に関するお願い」

この度、「犯罪収益移転防止法」施行に伴い、平成20年3月1日以降、実用春日ホーム株式会社においては、以下のとおりお客様のご本人確認をさせていただくこととなりました。

ご本人確認につきましては、宅地建物取引業者並びに売買取引の当事者に課された義務となりますので、ご理解いただいた上、ご協力の程宜しくお願いいたします。

#### ご本人確認が必要になる取引

弊社の代理または媒介により、**宅地建物の売買契約**を締結される際に、**ご契約者様全員**のご本人確認をさせていただきます。

尚、これらの取引以外の場合でも、安全に取引を行うためにお客様のご本人確認をさせていただく場合がございますので、その際にはご協力お願いいたします。

#### ご本人の確認

##### ・ 個人のお客様の場合

お客様の**氏名・住所・生年月日**について確認させていただきます。

尚、お客様以外の方が代行されて契約締結を行う際には、その代理の方につきましてもご本人確認をさせていただきます。

##### ・ 法人のお客様の場合

次のそれぞれの事項につきまして確認させていただきます。

当該法人の名称及び本店または主たる事務所の**所在地**

当該法人の代表者などの取引の任にあたる方の**氏名・住所・生年月日**

#### ご本人の確認方法、確認させていただく書類

売買契約を締結するまでに、以下の書類の確認及びコピーを取得させていただきます。

##### ・ 個人のお客様の場合

お客様の**氏名・住所・生年月日**について確認させていただきますので、以下の書類をご用意ください。

運転免許書    パスポート    年金手帳    住民基本台帳(写真付きのもの)    健康保険証  
外国人登録証明書 等

・ 法人のお客様の場合

当該法人の名称及び本店または主たる事務所の所在地を確認させていただきますので、以下の書類をご用意ください。

登記事項証明書 印鑑登録証明書 等

尚、当該法人の代表者など取引の任にあたる方の氏名・住所・生年月日ならびに、当該法人における役職あるいは所属部署についても確認させていただきます。

この場合の書類は【個人のお客様の場合】に記載された書類及び名刺になります。

・ 代理人の方がお手続きを行う場合

代理人が有効な権限を有することと、代理人の方の**氏名・住所・生年月日**について確認させていただきますので、以下の書類**すべて**をご用意ください。

委任状 お客様ご本人の印鑑登録証明書 代理人の方の本人確認書類

尚、お客様本人のご本人確認を行っていない場合には、お客様のご本人確認も合わせて行う必要がございますので、お客様本人の本人確認書類を代理人の方にお持ちいただくことになります。

**あらかじめご了承ください事項**

- ・ 本人確認ができない場合には、ご契約手続きができない場合がございます。
- ・ ご提供いただきました本人確認書類は、法令に基づき、本法令が要請する目的で利用いたします。
- ・ 本人確認の書類及びコピーはお返しいたしません。
- ・ ご本人以外の本人確認書類による取引や虚偽の本人特定事項の申告による取引は、犯罪収益移転防止法により禁じられており、処罰の対象になります。
- ・ 本人確認書類は、現に有効なものに限ります。有効期間がないものは、発効日から6ヶ月以内のものとなります。
- ・ 現住所と記載が異なっている場合には、あらかじめ住所変更手続きをお済ませください。
- ・ 本人確認書類は、氏名・住所・生年月日が記載されているものに限ります。
- ・ 代理の方が手続きを行う場合の委任状・印鑑証明書は原本をご提出いただきます。

以上